

Mount Fuji Sabo Office, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年2月17日 国土交通省中部地方整備局 富士砂防事務所

災害時における迅速な応急対応等に向けて

~富士砂防事務所は

「災害時における応急復旧・応急対応に関する協定」、 「災害時等応急対策業務に関する協定」 の締結を希望する業者を募集します。~

富士砂防事務所では、災害が発生した場合に、迅速な被災施設の復旧と被害拡大防止を図るために実施する応急復旧・応急対応等にご協力頂ける建設業者及び、被害の拡大防止や被災施設の迅速な復旧を図るために実施する応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質等)にご協力頂ける測量業者、土木関係コンサルタント、地質調査業者を募集します。

なお、協定締結にあたっては、災害発生時等に早期対応が可能な地理的条件を 有し、かつ一定の技術力等を有する業者を選定します。

1. 協定の区域 : 富士砂防事務所管内のうち山梨県内の区域

2. 協定の期間 : 令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日

※協定締結は令和3年3月下旬を予定

3. 募集公示日 : 令和3年2月17日(水)

4. 募集の期間 : 令和3年2月17日(水) ~ 令和3年3月5日(金)

5. 公示・資料配付・受付場所 : 富士砂防事務所 総務課

I. 添付資料 : ①災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定(案)

②災害時等応急対策業務に関する協定(案)

③災害時における応急復旧・応急対応イメージ

なお、富士砂防事務所HPにも掲載されております。 http://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/index.html

Ⅱ.配布先: 山梨県政記者クラブ、富士吉田市記者クラブ

Ⅲ. 問合せ先 : 国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所

均 副 所 長 西原 I 務 課 長 杉 澤 文 仁 課 弘 — 杳 長 村松 (TEL) 0544-27-5221 (代表)

災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定書(案) 協定管内:富士砂防事務所管内のうち山梨県内の区域

国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所長 加藤 仁志(以下「委託者」という。)と
〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇(以下「受託者」という。)とは、洪水、地震ほかで発生した災害(以下「災害」という。)における応急復旧・応急対応(以下「業務」という。)の
実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、富士砂防事務所「防災業務計画」に基づき、委託者が所管する管内において発生した災害の応急復旧等に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)について、委託者、受託者双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、富士砂防事務所管内のうち山梨県内の区域とする。(別図参照)

(業務の実施体制)

- 第3条 委託者は、山梨県内に災害が発生し必要と認めるときには、被害状況に応じて書面または電話等の方法により、受託者に出動を要請するものとする。
 - 2. 受託者は、要請を受けた場合、現場責任者を定め直ちに委託者に報告するとともに委託者の指示による当該被災状況の把握と報告および応急復旧等を実施するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、委託者が行うものとし、委託者が指名する者(以下「監督者」という。)は監督を行う。受託者または現場責任者は、応急復旧の方法等について監督者 へ協議を行うものとする。

(業務の完了)

第5条 受託者または、現場責任者は、業務が完了したときには電話等により、直ちに監督者へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 受託者は、業務が完了したときには、作業開始時刻・作業終了時刻及び使用した

建設資機材等の内訳を速やかに監督者に報告するものとする。

委託者は、必要と認めるときには、応急復旧途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(契約の締結)

- 第7条 委託者は、受託者に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものと する。
 - 2. 契約の締結にあたっては、受託者が法定外労働災害補償制度に加入している事を条件とする
 - 3. 法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償出来る保険であること。
 - 4. 法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(建設資機材等の報告、提出)

- 第8条 受託者は、予め災害に備え業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握 し、委託者へ書面により通知するものとする。
 - 2. 受託者は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について委託者が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。
 - 3. 委託者は、委託者が保有する建設資機材について、予め書面により受託者に通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第9条 委託者及び受託者は、本協定でいう災害の応急復旧等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(実施範囲の特例)

第10条 受託者は、委託者が特に必要として第2条に規定する以外の範囲等に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の見積書の提出)

第11条 受託者は、業務完了後当該業務に要した費用について見積書を委託者に提出するものとする。

(契約変更の実施)

第12条 委託者は、前条の見積書の提出を受けたときは、その内容を調査し契約の変更を 行うものとする。

(費用の請求等)

第13条 受託者は、工事等の完了届け、引渡書、請求書を提出し、完了検査を受けるものとする。委託者は、完了の確認後費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務実施中において再度災害等により、委託者、受託者双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、受託者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について委託者受託者協議し、定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(協定の解約)

第16条 委託者もしくは受託者において、協定を継続できない事情が発生したときには、委託者受託者協議のうえ協定を解約できるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度委託 者受託者双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

- 第18条 受託者が中部地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる 指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。ただし、本協 定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。
 - 2. 取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請があった場合、委託者は、書面による通告をもって協定の解除を行うことができるものとする。

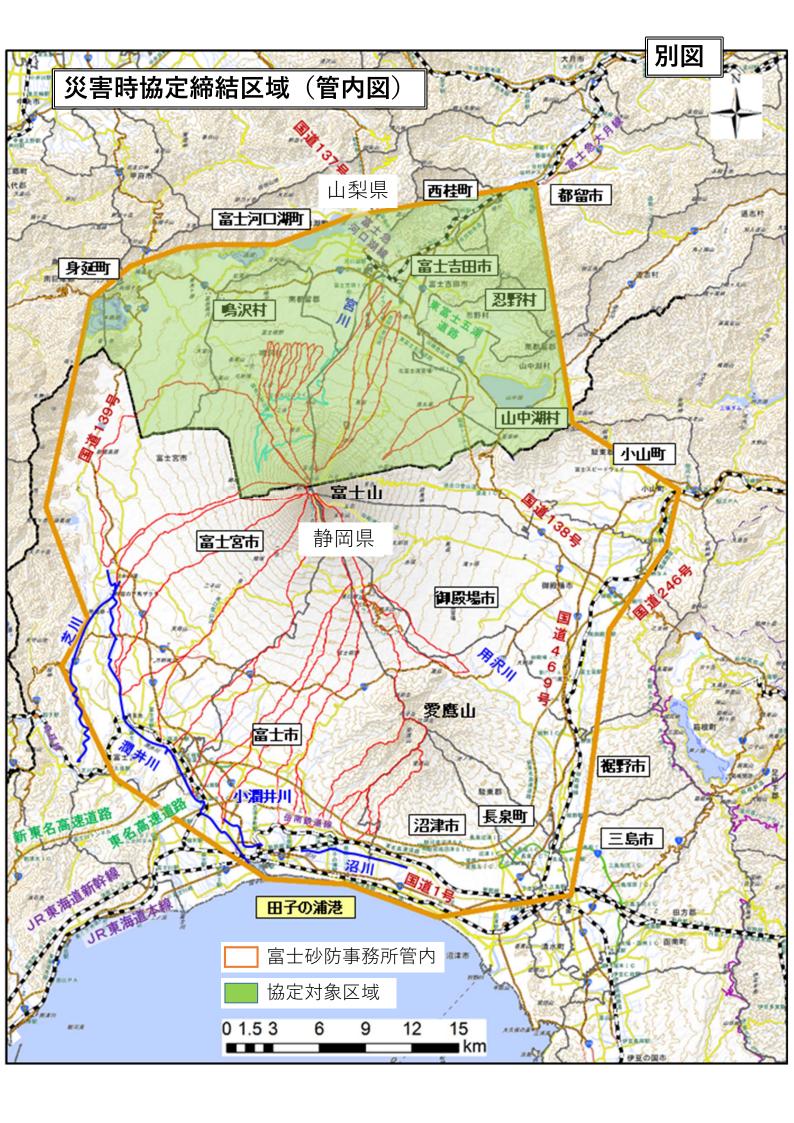
(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、委託者、受託者記名捺印の上各自一通を 保有する。

令和3年 ○月○○日

委託者 静岡県富士宮市三園平1100 国土交通省中部地方整備局 富士砂防事務所長 加藤 仁志 印

受託者 ○○県市○○町○○- ○○ ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印



富士砂防事務所の災害時等応急対策業務 (測量・設計・観測・調査検討・地質等)に関する基本協定(案)

国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長 加藤 仁志(以下「委託者」という)と、〇〇〇〇〇〇〇(以下「受託者」という)とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模災害が発生し、又は発生が予測され、富士砂防事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質等)(以下、「業務」という。)」に関し、ご協力を求めるときの手続きについて定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に帰することを目的とする。

(業務の実施区域)

第2条 委託者が受託者に対し協力を要請する活動の実施区域(以下、総称して「実施区域」という。)は、下記のとおりとする。

富士砂防事務所管内とする。ただし、富士砂防事務所管外において、大規模災害時に富士砂防事務所が対応する必要が生じた場合には、その区域を含むこととする。

(業務の内容)

第3条 委託者が受託者に対し協力を要請する活動の内容は、委託者の指示に基づく実施区域における(※) とする。

上記(※) 部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

<u> </u>	<u>) </u>
区分	内 容
区分(1)	基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量の実施等、降灰量調査、降灰範囲調査、浸透能調査
区分(2)	空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、 人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等
区分(3)	土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量等、土石流等の監視、 緊急応急対策検討等
区分(4)	機械ボーリング、総合解析等、降灰量調査、浸透能調査

(技術者)

- 第4条 受託者は、委託者に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格 確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、 委託者と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。
 - 2. 受託者は、本協定期間内においては、毎年3月31日までに、4月1日の技術者の雇用状況(予定)について、書面により委託者に報告するものとする。

(業務の要請)

- 第5条 委託者は、受託者に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施 するための出動を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。
 - 2. 受託者は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により委託者に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により委託者に報告するものとする。

(業務の実施)

- 第6条 受託者は、第5条に基づく出動の要請があった場合はすみやかに出動し、活動を実施するものとする。
 - 2. 受託者は業務にあたり、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者から、担当技術者を選出することとする。また、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合は、委託者と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。
 - 3. 業務の直接の指示は、富士砂防事務所所属職員のうち委託者が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、受託者はその指示に従うものとする。
 - 4. 委託者は、前項による指示者を指定したときは、速やかに受託者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 委託者は、受託者に第5条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第8条 受託者は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了 報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出動人員等を書面により委託者に報告する ものとする。

(費用の請求)

第9条 受託者は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、委託者に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 委託者は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第11条 本活動の実施に伴い、委託者、受託者いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは受託者の技術者等に損害が生じたときは、 受託者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により委託者に報告し、その処置について委託者、受託者協議して定めるものとする。
 - 2. 本活動の実施に伴い、明らかに受託者の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは受託者の技術者等に損害が生じたときは、受託者がこれを負担するものとする。
 - 3. 本活動の実施に伴い、明らかに委託者の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは受託者の技術者等に損害が生じたときは、委託者がこれを負担するものとする。

(訓練・研修等への参加)

第12条 受託者は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、受託者の負担とする。

(有効期限)

- 第13条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。
 - 2. 協定発効時に受託者が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

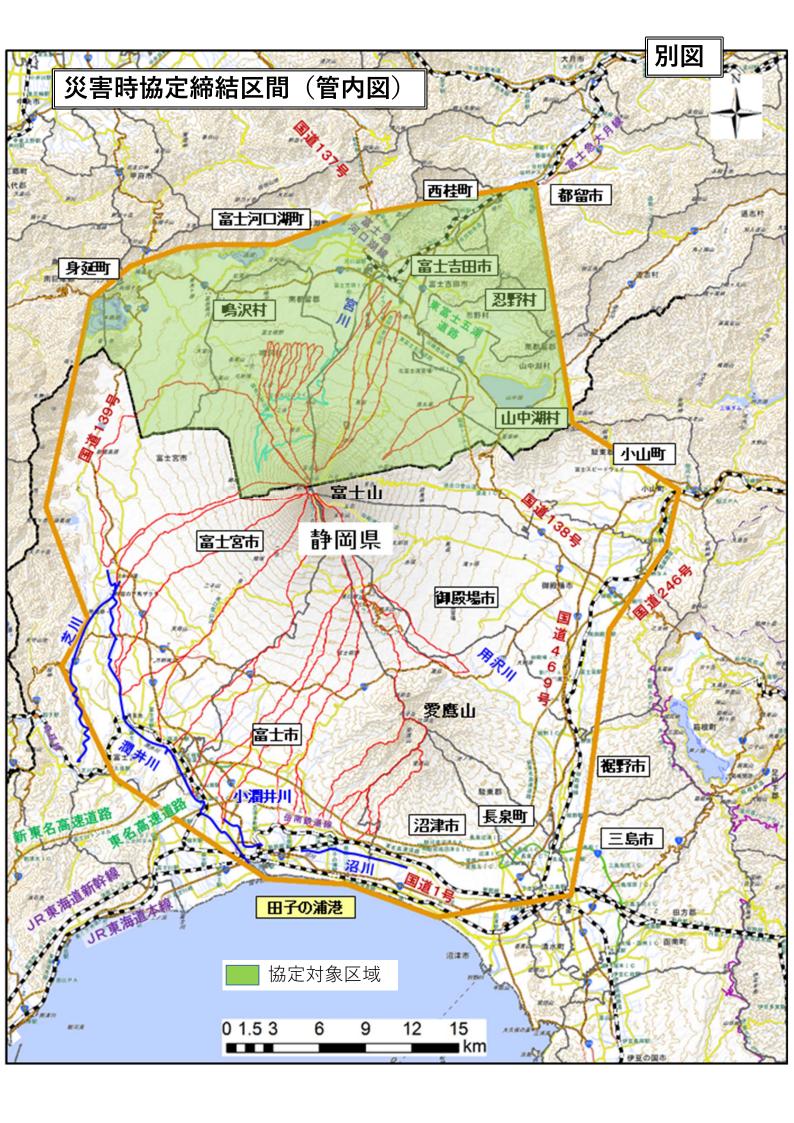
第14条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度委託者、受託 者協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和3年〇〇月〇〇日

委託者 国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所長 加藤 仁志

受託者



災害時における応急復旧・応急対応イメージ



ブロック堰堤緊急施工事例 (御嶽山 ブロック堰堤)



緊急ハード対策施設イメージ



緊急除石イメージ



北麓ブロックストックヤート

